

フランスにおける個人情報保護法と個人データの統計利用に関するB. リヤンディの報告（解題と翻訳）

西村善博*

1. 訳者解題

本資料は、2000年9月20日に実施されたフランスの国立人口問題研究所（INED）の研究会で、ベノア・リヤンディ（Benoît Riandey）氏が行った報告「情報処理と自由に関する法律後20年の統計」（La statistique 20 ans après la loi Informatique et libertés）の翻訳を通じて、当該法律の影響下にある、フランスにおける個人データの統計利用に関する状況の一端を紹介することを目的としている。まず、情報処理と自由に関する法律について若干の補足をおこう。

この法律は「情報処理、ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律第78-17号」を指す。これは、フランスの個人情報保護法として知られている¹⁾。この法律の第6条で、「情報処理と自由に関する全国委員会」（CNIL）の設置が規定される。CNILはその法律の規定が遵守されているかを監視する役割を担う。

情報処理と自由に関する法律は、1970年代のフランスのサファリ（SAFARI）計画を背景に成立している。サファリ計画とは、各市民を番号で識別し、行政機関の全ファイルを相互接続するという政府の計画である。これが1974年に暴露され、世論が激しく動揺したとされる²⁾。

他方、フランスでは、国民登録番号（NIR : numéro d'inscription au répertoire）が存在する。これはINSEE（国立統計経済研究所）が1946

年から管理している「自然人の識別のための国家レジスター（RNIPP）」の登録番号である。リヤンディ氏は当該報告でNIRを繰り返し「国民識別番号（numéro national d'identité）」とも呼んでいる。NIRでは、個人の性、出生年月、出生場所が分かる。NIRは固定したもので、たとえば個人の住所の変更によって変わるものではない。また、フランスでは、1996年の社会保障改革に伴って、同年に「全国制度間健康保険レジスター（RNIAM）」が創設されたが、その際、NIRがそのレジスターを構築するために利用されている³⁾。

ところで統計をめぐるCNIL、NIRの関係について、リヤンディ氏は次のように説明された（2001年1月18日の聴取）。NIR、すなわち国民識別番号は、保健衛生、雇用などに関わる、社会統計にとって大きな重要性がある。しかしCNILは、私生活の保護のため、NIRをあまり利用しないように求める。それはきわめて有効な個人識別ツールだからである。2つのファイルがあるとき、NIRを識別コードとして用いて、データの統合が可能である。それは統計の作成にとっては効率的であるが、しかし個人の自由や個人データの保護には危険である。氏の報告ではNIRの統計利用が困難であることが指摘されるが、現在では、NIRの暗号化という新技術が存在するので、NIRや個人名を直接的に使うことなしにデータの統合が可能である。したがって、個人の自由にとって危険でなければ、われわれは公的統計の作成において、いっそう効率的であろうとされる。このことも氏の報告で

* 大分大学経済学部

〒870-1192 大分市大字旦野原700

の主張である。

今回の翻訳掲載にあたり、文献の調査を行ったところ、INEDよりPDF版が公開されており、リヤンディ氏の報告については記述の追加・修正があることが判明した。今回の翻訳ではPDF版をもちいた。ただし、機関名の略号については、PDF版では正式名称が省略されているので補足した箇所がある。その他にもいくつか編集上の変更点がある。翻訳の公表にあたっては、INEDの許可を得ている⁴⁾。

2. 翻訳 — B. リヤンディ「情報処理と自由に関する法律後20年の統計」⁵⁾

情報社会は統計のすばらしい時代に違いないだろう。民間統計は新しいマーケティング技術によって、飛躍的な発展を遂げつつあり、活気づけられている。公的統計は結果を普及させるためにインターネットの効率性をうまく利用する。しかし、その作成技術は新しい情報処理の潜在的可能性を十分に利用しているか。答えは、フランスの公的統計——これは1978年の情報処理と自由に関する法律によって過度に束縛された——については確かに「ノン」である。22年後の現在、どうだろうか。

情報処理と自由に関する法律の成立以前の時期における公的統計を報告することは、われわれの前任者、それから歴史家に戻ることであろう。さほど技術的な手段は与えられていないが、他の行動の余地がある黄金時代の神話にしばらく身をゆだねよう。1950~1975年の間、公的統計は平穏な活動を経験したと思われる。被調査世帯は、回答の法的義務を提示する必要もなく、公的統計調査に、十分進んで答えていた。行政機関は、数字、処理技法、個人識別に対する不均等な文化的性向に応じて統計を作成していた。1951年統計法⁶⁾が行政機関のための統計的義務を創設しなかったため、各機関は、しばしば進んであ

るはいよいよ統計局に協力していた。…⁷⁾たとえば、税務総局(DGI)は、他の点ではむしろ秘密であったのだが、申告所得に関する統計調査で、INSEE(国立統計経済研究所)及びCERC(所得・費用研究センター)と、効率的に、かつ統計の秘密保持の厳格な遵守のもとで協力した。人口学は、民事的身分(état civil)に関する行政ファイルのおかげで、人口の自然変動を正確に追跡した。だが移動の測定においては全く異彩を放たなかった。不規則かつ数少ないセンサスがフランスでは利用可能な唯一の情報源となっているからである。

1978年：情報処理と自由に関する法律

70年代の情報処理革命はフランスでサファリ(SAFARI)の激震を引き起こし、1978年の情報処理と自由に関する法律をもたらした。しかるに同年、デンマークはすべての行政機関に義務的かつ共通の個人識別コードの導入を可決していた。このような民主主義国家の異なった2つの文化は、全く違った2つの統計作成方式を生み出した。

北欧では、統合的な行政が効率的かつあまり費用のかさまない統計をもたらした。このことは行政ファイルの制御された相互接続(interconnexion)に基づいている。人口センサスは、レジスターの連続的利用によって廃止され、廃れさせられた。

全体主義的国家で起こりうる悪用の恐怖によって、立法機関がコンセイユ・デタの監視下でかかる相互接続を設けざるを得なくなり、それからCNILが人口レジスターの構想を排斥し、国民識別番号の利用を民事的身分、雇用、社会保障に制限した⁸⁾。ファイル目的のきわめて厳格な原則に結び付けられ、ファイル保護の原則は、行政及び統計の処理方式に関して、きわめて決定的な、有効な社会的選択となった。

行政機関は窓口政策を適用する。たとえば、

窓口Bは自治体住民が窓口Aで行った申告を引き受けない。この保護の原則は、ある行政機関でなされるやり方が住民の知らぬ間に、他の行政機関側に劇的な影響をもたらさないだろう、ということ住民に保証する。このような理由で、保健衛生 (santé) あるいは教育の権利は不十分な滞在資格であっても守られてきた。他の観点からみると、このような措置は、国家のさまざまな部局に対して、ご都合主義的な申告を助長した。これに関して、ひとり親手当 (API) をめぐって引き起こされた軋轢が思い出されるが、それはクルソン (Courson) レポートが発端となり、ブラール (Brard) の修正によって、税務機関に、子供を認知するため国民識別番号の限定的利用が認められた。第20回CNIL報告書は、この問題に関するCNILの見解をきわめて教育的に明確に述べている。

かつて「デカルト哲学を信奉する」フランスの行政は時々あるいはまれにその整合性を望んだ。工業センサスはずっと前に消滅し、今日、SIRENEレジスターがその範囲を拡大させている。企業の世界とは別に、選挙ファイルの管理は矛盾に満ちた方向を示している。INSEEは、識別番号レジスター「RNIPP」をもとに、選挙人名簿への登録の単一性を検査することを担当させられたが、住所の正確性を検査することを引き受けてはいないし、実際、これに関しては手段をもたない。なぜなら、それはまさに、住所を欠いた識別レジスターと、個人名記載あるいは過去に遡らない人口レジスターとの間の相違だからである。最近のいくつかの問題が不適切な行政を表している⁹⁾。将来も強調されるだろう、不適切な行政に平凡な統計があると。

1978年法律の行政統計へのインパクト

反サファリという反乱が国民識別番号によって引き起こされた恐怖から生まれたにせよ、その反乱は記名データに基づいたあらゆる

他の種類の統計に関係した。目的の厳格な原則が統計行政機関への記名行政ファイルの伝達を妨げた。ところで、その記名データはサンプリングフレームとして求められたり、あるいはいくつかの情報源——だが同一個人に関する——に由来するデータを統合するために求められていた。非給与所得に関する唯一の統計情報源である申告所得を利用する調査を引用しよう。ずっと以前から、INSEEはDGIに対して、センサスに由来した世帯標本の税務申告を提供することを求めていた。同様に、CERCは二重盲検法¹⁰⁾の保護手続きのおかげで、調査データと同一世帯の税務申告を対応づけていた。これは、相互接続と対応づけ (appariement : マッチング) に関するルネ・パデュ (René Padieu) の概念間の区別が明示するように、DGIに対して個人情報をもっとく問い合わせることなしに行われた。記名データの転換は「目的の転換」として違法になった。この新しい法律によって生み出された法的問題は、一時的記名統計データに関する措置がないこと、紙の文書へのその法律の適用、さらには間接的記名データに関する錯綜した条件によって増大した。記録に関するあらゆる匿名変数のクロス集計によって、ファイルを処理する事情に通じた第三者が特定の個人を識別することはありえないと誰が保証できるだろうか。

統計に対する1978年法律の試行的適用の諸局面

この法律の制限的な解釈は統計的不法期間を生み出した。それは幸いにも、20世紀末の間に、徐々に解消したのであるが。1985年に、CNILとサービス会社のSYNTEC組合¹¹⁾は、民間の世論調査機関によって実施される政治意識調査の方法について同意した。面接の際に、被調査者名が調査員の経路カードに被調査者自身により記入されることが特別協定として適用される。ついで1986年に、1951年

統計法は、INSEEと各省統計部局がもっぱら統計目的で記名行政データを受け取る権利を回復させるが、民間機関と公的研究機関はその法律の効力を享受しない。1994年に、疫学レジスターが生命倫理法によって合法化される。1995年に、欧州議会は、統計目的あるいは研究目的が個人データの当初の創設目的と両立しないとはみなされないことを認めたのであった。この指令のフランス法への間近に迫った転換は、フランスの統計と研究に大きな変化をもたらすことはないだろう。1999年に、コンセイユ・デタは、1990年センサスの詳細なコミューン内地域統計を取得する権利を、少し不可解な原因（再検討されるだろう）による禁止を解除しながら、民間の国土整備専門家に与える。

革新的で基本的な法律は、法解釈上かつ立法上の試行期間を必要とした。それにもかかわらず、1986年以降、統計への行政機関の協力は、事なかれ主義への幸運な支持があるので、各機関の熱意の問題、顧客あるいは自治体住民の私生活保護の祈願にとどまる。フランス電力公社（EDF）がOLAP（パリ都市圏賃貸料観測所）あるいはINSEEに、世帯の移動性に関する特別なデータを利用させたのは、この5年間に過ぎない。さらに、数十年前から予定され、INSEEによりもたらされるデータに関する安全保障の諸条件にも関わらず延期された作業がやっと同意したのは1999年である。賃金年次申告（DAS）（現在DADS：社会データ年次申告）とINSEE連続的人口標本は、初めから、出生日によって定義された互換性のある標本にもとづいて収集されていた。だから収集費用なしに、人口統計データと職業統計データがマッチングによって豊かになることができた。しかし、相互接続という語はタブーになりすぎているので、そのプロジェクトは、幸いにも過去の数年間取り下げられた。

さらに強化された安全保障の諸条件のもと

で、統計局は障害者を含む世帯の所得統計を公表するだろうか。これは社会統計のひどい空白の例であって、その解決には、INSEEに、所得データと保健衛生データの提供（ただし、2つのデータを関連づけるキーを備えている）が必要である。識別、所得あるいは保健衛生に関する個人データの保護は厳格でなければならないが、相互接続をとりまくタブーあるいは概念の混乱と手続きの重荷が、かような公益データを統計家に提供することを押しとどませた。DGIのNIR利用を規制する保証（CNIL、第20回報告書、2章）が統計に何らかの自由を与えたかどうかは全く疑わしい。われわれのデンマーク人の同僚にとっては、厳格に規制された現行の作業のみが問題であろう。指定された3人のみが識別番号を備えたレジスターを利用できる。レジスターの責任者は、作成された匿名化ファイルの処理担当者とは別である。われわれは、議論の余地のない保護の規則にかなった状況、統計がイニシアティブを取ることを妨げない状況、さらには世論とその指導的思想家のために説得力のある状況を作り出すことができるだろうか。

商業的あるいは政治的なジオマーケティングへの利用のおそれによって、禁じられてきた細かい（だが匿名の）コミューン内地域統計にもどろう。今日、そうした区域のきわめて詳細な年齢ピラミッドが人々の自由を侵害すると、冗談抜きには、誰もあえて主張しないだろうし、まじめにそのことを主張する人々も自由を侵害されることはないだろう。しかし、区域の社会的プロフィールは、さらに、私生活の保護に関係しないまったく別の問題を提起するだろう。コミューンの役所あるいは都市計画機関にとっての正当性とは、詳細に区域の変化を追跡することであると理解される。センサスの網羅的なデータによって、きわめて容易にその追跡が可能になるだろう。これは出生国あるいは国籍に関する指

標とともに、とりわけ1990年以降、センサスに導入された「職業カテゴリー」の質問のおかげである。しかしそれらのデータは行政利用に限られるだろうか。行政の透明性に関するCADA法¹²⁾によって、行政機関が所持しているデータを請求者に開示せざるを得なくなるだろう。そのとき、問題のある区域に社会的な刻印を押すという逆効果が現れるだろう。しかしながら、この認識は都市政策のまさに中心である。PMSI（医療情報システム計画）の統計プログラムのおかげで、病院評価の問題についても同様である。CADA法に対抗できない病院のランキングの公表は、たしかに幸運な効果をもたない。したがって、より一般的に、透明性の逆効果が問題である。社会は透明性を検閲への依拠なしに管理することを学ばなければならない。

情報源の統合、重複の除去、経時的な追跡

いくつかの例は、情報源の統合、同一統計単位の経時的な追跡およびファイルの重複の除去を解決するために、国民識別番号を採用する統計作業の有用性あるいは効率の良さを示している。

80年代に、フランスの300の年金制度は支払年金件数と年金額に関する統計を公表していた。ただし、それらから受給者数と受給者によって受け取られた年金収入を推計することはできない。金庫 (caisses) に、NIR番号によって明示された個人標本への支払い額を、SESI（研究・情報システム局：社会問題担当省統計局）に対して提供させるために一つの法律が必要であった。（農業共済組合 [MSA] はNIRを使用せず、姓、名および同名異人の確認にもとづき、情報を処理することによって大きな労力を払わざるを得なかった）。それが慣行となり、SESIから生まれたDREES（調査・評価・研究・統計局）は同じ原則にもとづいて、老齢保険加入者に関する連続的標本を実現する予定である。遺族年金の将来

と同じくらい複雑な問題が、結局、所与の制度（たとえそれが支配的なものであろうとも）のツールに限定されることなしに研究されうるだろう。

血清反応陽性の申告義務は連鎖的かつマスコミによる過剰な不安を生み出した。しかしながら疫学者は同時に三つのこと、すなわち、重複を除去し、確かなエイズ診断を血清反応陽性既往者と対応づけ、かつ秘匿性の完全保証を確保しなければならなかった。結局、これら三つの要求は、あらゆる保証をもたらず不可逆的な暗号化システムを利用したディジョンの生物統計学者のおかげで解決された。直ちに国民識別番号に適用されるので、その手続きによって、匿名の絶対的遵守のもとで、重複の効率的探知あるいは連鎖を組むこと (chainage) が可能となる。CNILは第20回報告書（136ページ）で既にその手続きを伝えているが、そこでCNILは1988年に遡る「サン・マルコ (San Marco) のアルゴリズム」の利用を挙げている。CNILはまた「ハッシュ」アルゴリズム (SHA) を挙げるが、それは1996年以来、PMSIの病院統計の作成に必要な病院滞在の連鎖を組むところで利用されている。CNILはその手続きの匿名に確信を抱いており、その結果CNILは、コンセイユ・データによるデクレ——これにNIRを利用する記名処理が従わされる——の保証を求めない。他の公的機関の統計家、疫学者がしたがって、暗号化手段——その自由化は1990年12月29日の法律にさかのぼる——をすばやく利用できたことは、その合法性をいっそう確実なものとしている。

CREDOC（生活条件に関する研究・観察のための調査センター）は、イル・ド・フランスにおけるRMI（参入最低所得）手当受給者ファイルに、その手続きを利用することを奨励した。RMIへの登録に関する縦断的追跡を確実にを行うためである。その結果、われわれは、その受給者の統計的追跡で、行政機関が

直面させられた受給期間の不確定という行詰まりから抜け出すことになる。しかしながら、この手続きは、構造上、個人に対する記名にもとづく問合せ、したがって経時的な個人の再接触を妨げる。手続きの改善がないかぎり、それは行政統計のツールであり、調査統計のツールではない。

学生はときどき、同時に、いくつかの大学に登録し、翌年しばしば、それを変更する。学生の調査と追跡には、したがって一定の方法が必要となる。だが、国民教育省は学生あるいは生徒について、NIR利用の禁止を受け入れざるを得なかった。その省の統計部局はしたがって唯一の識別コードがSISE（学生の追跡に関する情報システム）のなかで、同一の学生に与えられているかを検査することができなかった。不正確な登録の割合は幸いにも33%から低下しなお6%となった。これはINSEEによって行われた検査によるもので、選挙人ファイルに関して行われる検査とさほど異なっていないだろう。それぞれの制度に固有の、だが統計機関によって検査されるので高品質の識別コードが生成される¹³⁾。

1976年以来、CNAMTS（全国賃労働者疾病保険金庫）はNIRにもとづく被保険者の連続的な全国的標本を管理している。この標本は、今日、CANAM（全国自営業者医療保険金庫）とMSAに拡大されている。この70000被保険者の給付が、社会保険加入者パネルを構築するために期間毎に比較される。卓越した考えであるが、この行政データの統計パネルは、統計上の秘密を保証する二重盲検法の手続きのおかげで、追加的なカバー領域や自己治療に関する調査データ——これはCREDES（保健衛生経済に関する調査・研究・資料センター）及び民間機関によって獲得される——により、毎年、豊かにされている。適切に取り組みられるとき、秘匿性の問題に対する技術的解決策がみいだされる。

同じ時期に、CNAF（全国家族手当金庫）

は被保険者の連続的標本を管理しているが、全国レベルに情報が上げられた時に、その識別コードの破棄を強いられた。その金庫の統計家は同一個人の連続データを的確に対応づけることができないが、それでも今では、最も疑い深い人々にあらゆる保証をとどけるために、さらに統計ツールにNIRのあらゆる効率性を与えるために、NIRを暗号化することはとても容易であろう。

いくつかの点から見て、流動性に関する情報を提供するはずの行政資料は、安定的な識別コードを保持しなければ、重要なものではないし、逆に、その流動性によって混乱させられる。それは、大学区の変更以降の就学データベースの場合である。その識別コードの問題として、バカロレアの個人結果をそのデータベースに組み込むことを妨げたことさえあった——このことは行政機関の自己評価の観点からみると重大なことではなかった——と指摘しておこう。暗号化技術は現在、検査当局によって入手しやすく、認知されたものになっている。暗号化技術は、新しい作業のために利用可能であるのだが、それがないことから被害を被った作業に導入されるだろうか。

社会的排除に反対する法律は、結局、フランスの全居住者に健康保険給付の権利を認めた。それゆえ、フランスで出生してから、あるいはフランスに入国してから、新しい居住者はNIRに登録され、被保険者あるいは権利を持つものとして、初級疾病保険金庫（caisse primaire d'assurance maladie）に加入する。全国制度間健康保険レジスター（RNIAM）では個人の初級あるいは補足的な保険金庫を探し当てる。統計的な幸運により、NIRは、個人の性、出生年の情報を与える。これによって、移住者及び、特に海外での死者に関する個別の検査あるいは統計的検査を条件として、絶えず居住者の年齢ピラミッドが与えられる。この新興システムは、センサスを改革する可能性が吟味されるとき、深い豊かさがあるこ

とを示す。フランスにおける地理的移動性の分析では、そのレジスターの膨大な分散したデータベースに基づき、少しでも熱意があれば、最初の効率的永続的なツールがおそらく見出されるだろう。しかし、CNILが行政機関に対して、社会保障ファイルは住所更新のデータベースとして役立ててはならないと第19回報告書において再確認した後で、統計がそうしたことを行うことが認められるだろうか¹⁴⁾。

サファリの亡霊はしかしながら寝てはいないし、その古いフィルムを新たに上映することを避ける慎重さが必要である。また、フランスの統計家も、有力な統計ツールが民主主義的に制御されることを証明できなければならぬだろう。こうしてようやく、行政統計は多数のあるいは通時的な情報源を個人レベルに結集しうると期待できるだろう。おそらく、それが情報社会の統計作成における重要な課題である。

参考文献¹⁵⁾

CNIS (2000), *Transposition en droit français de la directive n°95/46/CE du 24 octobre 1995, Les attentes des statisticiens*, Rapport du CNIS n°55.

JAMES, A.-M., LANG, G. (1998), *Règles du secret statistique applicables à la diffusion et à la cession des données de textes de référence*, INSEE, Note n°D9802 bis de la DCSRI.

POHL, R. (1992), “Le système statistique public français”, INSEE, *Le courrier des statistiques*, n°61-62, pp.15-33.

DAVID, M.-G., GIRARD, G., MADINIER, P. (1974), “Les bénéficiaires déclarés par les entrepreneurs individuels non agricoles”, *Document du CERC*, n°24.

DUGAS DE LA BOISSONNY, C. (1997), *L'état-civil*, Que sais-je? n°2235.

DESABIE, J. (1970), “L'INSEE entreprend d'automatiser le répertoire des personnes”, INSEE, *Economie et statistique*, n°10, pp.69-71.

THYGESEN, L. (1986), “La protection des données dans un système public national à bases de registres”, Eurostat, *Protection de la vie privée, informatique et progrès de la documentation statistique*, Information de l'Eurostat, thème 9 série C, numéro spécial.

EGGERICKX, T., BEGEOT, F., MADINIER, C. (1995), “Les recensements de population en Europe dans les années 1990”, INSEE, *Le courrier des statistiques*, n°73, pp.21-28.

JOUSSELIN B. et alii (1998), “Les loyers d'habitation dans le parc locatif privé à Paris et en proche banlieue”, OLAP, Dossier n°11.

LANG, G. (2000), *Textes relatifs au RNIPP*, INSEE, Note n°03/D110 du 12 janvier 2000.

BAUDELLOT, C. (1983), *L'évolution individuelle des salaires (1970-1975)*, INSEE, Les collections de l'INSEE, série M, n°102-103.

LAGARDE, S. (1998), “La nouvelle exploitation exhaustive des DADS”, INSEE, *Le courrier des statistiques*, n°85, pp.65-69.

FAURE, J.-L. et LACROIX, J. (1986), “Deux opérations pour mieux connaître les retraités”, INSEE, *Le courrier des statistiques*, n°40, pp.21-28.

LACROIX, J. (1990), “Les retraites en 1988”, INSEE, *Economie et statistique*, n°233, pp.53-61.

HERNU, P. (1999), “Le Sesi et les systèmes d'information sur la santé”, INSEE, *Le courrier des statistiques*, n°79-80, pp.79-80.

QUANTIN, C. et alii (2000), “Les services de sécurité des informations : le point sur la réglementation française en cryptologie”,

- Revue d'épidémiologie et de santé publique*, vol. 48, pp.81-87.
- CNIL (2000), "Le NIR, un identifiant pas comme les autres", CNIL, *20^{ème} rapport d'activité* [année1999], Chapitre 2, pp.61-98.
- CNIL (2000), "Santé et protection sociale : des questions de plus en plus sensibles", CNIL, *20^{ème} rapport d'activité* [année 1999], Chapitre 6, pp.125-164.
- EURIAT, M. (1999), "Les statistiques de l'éducation nationale", INSEE, *Le courrier des statistiques*, n°71-72, pp.7-12.
- GRANFILS, N. (1999), "Enquête auprès de ménages articulée sur un fichier administratif : exemple d'exploitation conjointe", BROSSIER, G. et DUSSAIX, A.-M., *Enquêtes et sondages : Méthodes, modèles, applications, nouvelles approches*, Dunod, collection Sciences sup., pp.68-72.
- CHASTAND, A. (1986), "L'échantillon des familles allocataires des CAF : un nouvel outil pour mieux connaître les familles", INSEE, *Le courrier des statistiques*, n°38, pp.79-80.

注

- 1) この1978年の法律は2004年に改正されており、フランスの個人情報保護法としては旧法となる。
- 2) CNILのウェブページによる。<http://www.cnil.fr/vos-libertes/histoire/> なお、本資料の注に掲載したurlは2011年3月末時点で、その有効性を確認している。
- 3) NIR, RNIPP, RNIAMについては、定義等が掲載されたINSEEの以下のウェブページを参照した。なおフランスでは、NIRはしばしば「社会保障番号」と呼ばれている。
<http://www.insee.fr/fr/methodes/default.asp?page=definitions/rnipp.htm>
<http://www.insee.fr/fr/methodes/default.asp?page=definitions/nir.htm>
<http://www.insee.fr/fr/methodes/default.asp?page=definitions/rniam.htm>
http://www.insee.fr/fr/insee_regions/reunion/themes/revue/revue107/r107_nir.pdf
- 4) リヤンディ氏は既にINEDを退職されており、今回の翻訳にあたり、連絡を取ることができなかった。しかし、リヤンディ氏と協同研究の経験をもつ、クリストフ・スターゼク (Christophe Starzec) 氏 (パリ第一大学) から多数の有益な助言を得た。ここに記して謝意を表する。
- 5) Benoît RIANDEY, "La statistique 20 ans après la loi Informatique et libertés", INED (Responsables modérateurs : François HERAN et Jean-Claude SEBAG), *L'utilisation des sources administratives en démographie, sociologie et statistique sociale, Séminaire de la valorisation de la recherche, 20 septembre 2000, Dossiers et Recherches*, n°86, pp.35-41 (PDF版)
http://www.ined.fr/fichier/t_publication/1075/publi_pdf1_document_travail_86.pdf
- 6) (訳注) 1951年統計法とは「統計上の義務、調整及び秘密保持に関する1951年6月7日の法律第51-711号」を指す。
- 7) (訳注) ここに一文があるが、ここでは省略した。
- 8) (訳注) リヤンディ氏への聴取(2001年1月18日)によると、CNILが国民識別番号、すなわちNIRの利用をこれらの分野に限ったのは、行政機関あるいは国家がNIRを使ってあらゆる個人の情報を把握することをCNILが恐れていたからである。
- 9) われわれの発言に対する反響として、内務省は9月22日に、ラ・ポスト (La Poste) の住所変更全国ファイルが人口1万人以上のコミューンにおける選挙人名簿の更新に役立つことにCNILが同意したと発表した。2000年9月24日付ル・モンド。(これはPDF版で追加された注である)。
- 10) (訳注) リヤンディ氏への聴取によると、二重盲検法とは、同時に、誰もあらゆる情報をもつことなしに、二つのファイルを統合するための技術である。その際、第三者が識別コードを変更し、統合ファイルを与える。
- 11) (訳注) SYNTEC : 市場研究と世論調査に関する専門労働者を代表する組合を示す。
- 12) (訳注) リヤンディ氏への聴取によると、CADA法とは行政文書へのアクセス法である。

- 13) (訳注) PDF版では、この文章の後に記述の追加があるが、ここでは省略した。
- 14) (訳注) PDF版では、この文章の後に記述の追加があるが、ここでは省略した。
- 15) (訳注) 記載形式の修正・加筆を行った箇所がある。

(付記) 本資料は、「政府統計データのアーカイビングシステムの構造と機能に関する国際比較研究」日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)(課題番号:22330070, 研究代表者:法政大学 森博美, 平成22年度~25年度)の成果の一部である。